

I 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業

(1) 委託要項・実施要項	2
(2) 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会の概要	11
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会名簿	13
第1回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	14
第2回群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 【要約版】	15
ワーキンググループ会議名簿	16

群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業 委託要項

令和7年4月1日

本事業の委託要項を以下のとおり定める。

※ 本事業は、国の「令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を活用し、委託事業として実施する。（スポーツ庁⇒〔委託先〕株式会社博報堂⇒〔再委託先〕都道府県⇒〔再々委託先〕市町村⇒〔再々再委託先〕運営団体）本要項では群馬県を起点とした当事者間（委託・受託の相対的關係）における委託として記している。

1 趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）及び「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」（令和5年7月群馬県教育委員会・群馬県地域創生部）を踏まえ、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしている。

このため、本事業では、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に県内・全国に普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図る。

2 委託事業の内容

【地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業】

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市町村において、それぞれが定める地域スポーツの推進体制等の中で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。

特に、実証事業2年目以降となる地域スポーツクラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証することが期待される。

3 事業の委託先

自治体（市町村）

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月16日までとする。

5 委託手続

- (1) 契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、別に定める事業計画書に必要書類を添付し、群馬県に提出すること。
- (2) 群馬県は、提出のあった事業計画書の内容を精査し、適切と認められた場合に委託契約を締結し、業務を委託する。
- (3) 契約金額については、事業計画書の内容等を勘案して決定するものであり、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。

6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

7 委託経費

- (1) 群馬県は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料）、再委託費）を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外とする。
- (2) 群馬県は、委託先が本契約の定めに従ったとき、または委託事業の遂行が困難であると認められたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8 事業完了（廃止等）及び研究成果の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書、委託経費決算書及び成果報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、または契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともに群馬県に提出しなければならない。また、別に定めるところにより、事業途中で報告書を提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 群馬県は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認められたときは、委託費の額を確定し、再々委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 実証事業の実施に際し、関係者はスポーツ安全保険に加入するなど、子供や指導者等の安全確保に万全を期すこと。また、事故等が起こった場合に、関係者間で確実に連絡・報告（群馬県への連絡・報告を含む。）が行われるように、連絡網の整備など、予め適切な措置を講じること。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係者間の役割分担を明確にすること等により、効率的な事業運営に努めること。
- (3) 群馬県は、委託先が実施する事業の内容が本委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (4) 群馬県は、本委託事業の実施に当たり、必要に応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (5) 群馬県は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、群馬県の求めがあった場合には、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (6) 委託先等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてその秘密を保持しなければならない。
- (7) 委託先は、本事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (8) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

以上

令和7年度 群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)
実施要領 (仕様書)

令和7年4月1日

1 委託件名

令和7年度群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

2 事業の趣旨

地域スポーツクラブ活動への移行・展開に向けた環境の一体的な整備に向け、県・市町村において、それぞれの地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及に努める。

実証事業では、他の地域においても参考となるような地域クラブ活動のモデルを構築し、検証することが求められる。

特に、実証事業2年目以降となる地域クラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証すること、また、重点地域における政策課題への対応では、他の地域でも参考となるような課題の解決策を見いだすことが期待される。

3 履行期間

市町村：県と契約締結日から令和8年2月16日(月)まで
県：国と契約締結日から令和8年3月10日(火)まで

4 事業内容

- (1) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証(実施主体：市町村)
- (2) 重点地域における政策課題への対応(実施主体：県)

(1) 「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の実施内容

ア. 実施方針等を踏まえた事業の実施

本事業を実施する自治体は、国の実施方針に示されている取り組むべき観点等を十分留意して作成した事業計画に基づき実施する。

また、地域における現状等を踏まえ、本事業において解決すべき課題を明らかにした上で、課題の解決に向けた取組を計画するとともに、達成目標と達成状況の検証方法も示した上で、事業を実施し実証を行う。

イ. 具体的な取組内容

本事業を実施する自治体は、域内において、以下に掲げる取組内容を参考に地域スポーツクラブ活動を実施し、実証を行うこと。また、県においては、「※」を付記している内容について必ず事業計画に盛り込むこととする。なお、以下に示しているもの以外の取組を行うことを妨げるものではない。

(ア) 関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備※

- 関係団体・市町村等との連絡調整等に関する取組
- コーディネーターに関する取組
- 総括コーディネーターやコーディネーター、運営団体のマネジメント人材の発掘・育成、資質向上方策に関する取組
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
- 運営団体を支援する仕組み(中間支援組織等)の整備に関する取組
- 地域スポーツクラブ活動の要件等の明確化を図る取組
- 地域スポーツクラブ活動の運営の効率化等に関する取組
- 責任の主体の明確化に関する取組

など

(イ) 指導者の質の保障・量の確保※

- 人材の発掘・マッチング・配置に関する取組
- 研修、資格取得促進に関する取組
- 安全・安心な活動の実施に関する取組
- 平日・休日の一貫指導に関する取組

など

(ウ) 関係団体・分野との連携強化※

- 体育・スポーツ協会、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、企業等との連携に関する取組
- スポーツ推進委員との連携に関する取組
- 地域公共交通との連携に関する取組
- まちづくりとの連携に関する取組

など

(エ) 面的・広域的な取組

- 地域移行に取り組む中学校における幅広い運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行の取組
- 市町村等を越えた取組
- 運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む市町村の拡大を図る取組
- 専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備する取組
- 生徒、保護者、学校やスポーツ団体の関係者等の理解促進のための広報活動等

など

(オ) 内容の充実

- 生徒の多様なニーズに応じた取組
- 生徒のニーズや意見等を反映させる取組
- 生徒が地域クラブ活動の企画・運営に参画して活動を支える取組
- 複数種目やシーズン制の取組
- 体験型キャンプの取組
- 保護者も一緒に参画するスポーツ活動の取組
- レクリエーション的活動の取組
- インクルーシブな活動の取組
- 世代間交流に関する取組

など

(カ) 参加費用負担の支援等※

- 困窮世帯への支援に関する取組
- 費用負担の在り方に関する取組

など

(キ) 学校施設の活用等

- 学校施設の効果的な活用や管理方法に関する取組

など

(ク) その他

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行会議」という。）の中間とりまとめで、次期改革期間において、平日について各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することが示されていることも踏まえ、休日だけではなく平日も含めた地域スポーツクラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行う。

など

ウ. 事業実施体制の構築

本事業を実施する自治体は、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署等が連携・協力し、自治体として一体となり本事業を推進できる体制を構築すること。

地域スポーツクラブ活動に関する体制としては、例えば、以下のような体制の整備を進めることが考えられる。

- ◆ 市町村（複数の市町村の連携を含む）が運営団体をとなり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学、地域の体育・スポーツ協会、競技団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

体制の整備に当たっては、上記イ. で示す各取組内容について、関連する取組内容を組み合わせながら、可能な限り多様なモデルを創出できるよう留意すること。特に、実証事業2年目、3年目となる地域クラブ活動については、長期的な視野に立ち、持続的・安定的な運営体制を構築する観点から、地域クラブ活動を支える人材の育成、施設・設備や移動手段の確保等を含めたモデルの構築を図ること。

また、県においては、域内の市町村に対する情報提供、助言・支援、進捗管理、広域的な調整、成果の普及等を適切に実施できるよう、例えば、以下のような体制の整備を進めること。

- ◆ 総括コーディネーターの配置
- ◆ 協議会等の設置・運営
- ◆ 市町村への支援、域内の指導者の質の保障・量の確保に関する取組の実施
- ◆ 平日・休日の一貫指導（市町村に再委託分）
- ◆ 域内における「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」の成果の検証・普及
- ◆ 会計業務や事務作業等を担う会計年度任用職員や派遣職員等の配置 等

エ. 関係者の理解促進

本事業を実施する自治体は、今後、少子化が一層進む中、「学校単位」で活動し、「教員が指導」を担うことを前提とした「運動部活動」という生徒にスポーツ部活動の機会を提供する仕組みは、持続可能でないことを踏まえ、学校の運動部活動に代わり、地域においてスポーツ機会を将来にわたって確保できるように、生徒が地域でスポーツに親しめる環境を新たに構築していく必要性について、部活動を取り巻く多様な関係者において共通理解を得られるよう意識改革を図り、当事者意識を醸成する。

オ. 地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築

本事業を実施する自治体は、これまで学校が「運動部活動」という形で担ってきた休日の生徒のスポーツ活動を地域の多様な主体が担う「地域スポーツクラブ活動」へ移行するため、スポーツ所管部署及び学校体育（部活動）所管部署が、地域、学校、家庭等の関係者と役割分担しながら、連携・協力し、生徒の多様な体験機会を確保する観点から地域スポーツクラブ活動の実施体制を構築する。

また、地域スポーツクラブ活動の実施体制の構築に当たっては、少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる環境を確保するとともに、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツの中に中学生のスポーツ活動を取り込み、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進という観点から、多様な主体と連携して取り組むことが望ましい。例えば、地方自治体の社会教育・生涯学習、健康増進、社会福祉・医療、まちづくり、地域公共交通の担当部署等の他、スポーツ推進委員、地域おこし協力隊、地域スポーツコミッション、大学、企業等との連携も考えられる。

地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、ふるさと納税、企業等からの寄附を募ったりするなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築すること。このため、地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められない。例えば、生徒が地域スポーツクラブ活動を実施するのに必要な経費（会費、生徒の保険料、会場使用料など）の一部を受益者負担や自治体負担とすることが考えられる。

特に、実証事業で実施する地域スポーツクラブ活動については、原則として委託費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用、学校施設の管理運営の指定管理者制度や業務委託等の導入などとの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした取組とし、収支構造の検証に資するものにする。

また、活動形態として、活動場所や参加生徒、指導者などが学校部活動における活動と同一である場合も想定されるところだが、活動の主体・責任は、学校以外の主体が担っていることを明確化し、生徒や保護者、学校関係者のほか、スポーツ団体の関係者が正しく認識した上で実施すること。

地域スポーツクラブ活動においては、部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツによる教育的機能を一層高めていくこと。また、部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保証すること。

カ. 協議会等の設置等

本事業を実施する自治体は、域内における新たなスポーツ環境の円滑な整備を図るため、関係者の合意形成、本事業の取組の共有や検証、域内への普及方法の検討などを行う協議会等を設置する。協議会等を設置する場合は、行政、地域移行に取り組む中学校の校長等、保護者、地域スポーツ活動の運営団体、スポーツ関係団体、有識者等の関係者で構成する。協議会の運営に当たり、関係者による議論を深めて合意形成を図るとともに、新たなスポーツ環境の整備に向けて、関係者の役割分担を明確にして取り組むこと。なお、代表者等で構成される協議会だけでは、取組を円滑に推進することが困難な場合には、協議会の下に実務担当者で構成する実行委員会やワーキンググループ等を設けて取り組むことも考えられる。

キ. 取組の把握と指導助言、支援

本事業を実施する自治体は、協議会等の議論を踏まえつつ、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に関する取組内容を適時適切に把握するとともに、必要な指導助言、支援を行うこと。

また、県は、県内のスポーツ環境に関する情報を集約し、域内の市町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うことや実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、市町村等に対して必要な指導助言、支援を行うことが期待される。

ク. 事業の周知、事業の検証、成果の普及

本事業を実施する自治体及び部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む学校の学校設置者は、事業の実施に当たって生徒・保護者等に対して活動内容（安心・安全な活動への配慮に関する取組、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険などの情報も含む。）について、事前に周知をする。

また、本事業を実施する自治体は、令和3年度及び令和4年度の地域運動部活動推進事業や令和5年度及び令和6年度の地域スポーツクラブ活動体制整備事業における成果や課題等に加え、本事業における実証結果（生徒・保護者の評価、教員の負担軽減状況を含む。）や成果の評価・分析を行った上で、域内における運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、関係者とともに課題の解決策や地域の実情に応じた地域における新たなスポーツ環境の整備の進め方を検討する。

本事業を実施する自治体及び部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む学校の学校設置者は、地域の実情に応じて、域内の中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等にも、本事業の成果を普及すること。

事業の検証・評価については、顧問教員の部活動指導にかかる勤務時間や地域スポーツクラブ活動への生徒の参加状況、運営団体・実施主体の年間活動収支、確保した指導者の数、関係者へのアンケート調査など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、地域指導者などの関係者へのヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法により行う。

ケ. 今後の進め方等の決定

本事業を実施する自治体は、域内における運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行の着実な実施に向けて、本委託事業終了後においても、主体的かつ計画的な取組を実施できるように、スケジュールや実施計画を策定するなど、地域におけるスポーツ環境の整備方

策や自治体、学校、保護者、関係団体などの関係者の役割分担の整理、今後の方向性などを明らかにする。

【留意事項】

地域スポーツクラブ活動や部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

また、実行会議における検討状況等を踏まえ、取組を推進していくこと。

県においても、各地域の取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、休日の運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する自治体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、県から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

地域スポーツクラブ活動は、学校部活動とは異なり災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。

また、スポーツ庁からのスポーツ活動における熱中症事故防止についての依頼文書等を踏まえ、熱中症事故の防止について、適切に対応すること。

(2)「重点地域における政策課題への対応」の実施内容

ア. 地域の実情等を踏まえた政策課題の選択等

県における運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や地域スポーツ環境の整備に関する取組の進捗状況や現状等を踏まえて、以下に示されている政策課題の中から、解決に向けて取り組むものを少なくとも3つ選択し、下記イ、～キ、の取組等を実施すること。

なお、重点地域への指定を希望する県は、市町村だけに取組の試行や検討等を委ねるのではなく、県が主体となって、推進会議やワーキンググループ等の設置・運営、事業実施体制の構築、進捗管理、市町村への支援等の役割を果たすことが求められる。

そのため、選択する政策課題の数や取組の試行を行う市町村数に上限は設けないが、県として上記の役割を十分に果たすことができる範囲とすること。

- ◆ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針（抜粋）

【課題①】

多様なスポーツ体験の機会の提供（マルチスポーツ環境の整備）

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 特定の種目や分野に継続的に専念するのではなく、多様なスポーツを体験する機会を提供する地域クラブ活動。
 - ・ 競技・大会志向と楽しみ志向などに応じたプログラムなど、生徒の志向や体力等に応じた地域クラブ活動。
 - ・ シーズン制や複数の種目を掛け持ちできる地域クラブ活動。
 - ・ 生徒の多様な選択肢を確保する観点から、複数の市区町村の生徒が参加できる幅広い競技種目やプログラムを提供する地域クラブ活動。
 - ・ 運動部活動に加入していない生徒にも関心をもってもらえるスポーツ体験の機会の提

供。

- ワークショップの開催等を通じて、生徒自身が、取り組みたいスポーツの体験会を企画・運営するプログラムや、新たなスポーツを「つくる」プログラムを提供。

【課題②】

高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 中学生と高校生が一緒に活動。
 - スポーツ少年団と連携し、小学生と中学生と一緒に活動。
 - 総合型地域スポーツクラブと連携し、小学生から社会人まで幅広い世代と一緒に活動。
 - 中学3年生が引退せず、地域クラブ活動の参加者として引き続き活動できる仕組みづくり。
 - 中学校に進学した際に地域クラブ活動に参加しやすい環境づくりのため、小学5年生や6年生を対象とした地域クラブ活動の体験教室や体験フェア等を開催。
 - 地域クラブ活動に参加していた中学生が、高校や大学等に進学しても、クラブの活動に参加者や指導者、サポートスタッフ等として参加できる仕組みづくり。

【課題③】

スクールバスの活用や地域公共交通との連携

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 地域公共交通の維持・活性化に関する取組との連携。
 - 鉄道の運行ダイヤに合わせて地域クラブ活動を計画し、鉄道を移動手段として活用。
 - 民間路線バスのダイヤ変更の調整や運賃の一部を補助。
 - スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス、コミュニティバス、他の施設の送迎車両等を活用。
 - AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送の仕組みの活用。

※ 地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ（令和6年5月17日閣議決定）や令和6年10月11日付けの文部科学省総合教育政策局政策課長、国土交通省総合政策局地域交通課長及び国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長通知「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」において示されている部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保等に関する内容も踏まえて、事業計画等を作成すること。

【課題④】

不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 年齢や障害の有無を問わず一緒に楽しめるプログラムを実施。
 - 幅広い層が参加できるイベント型のプログラムなど不登校の子供たちも参加しやすく工

夫した地域クラブ活動。

- パラスポーツやユニファイドスポーツの研修会等の開催。
- 特別支援学校と連携したイベントやプログラムの実施。

【課題⑤】

トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 地域の医療人材やトレーナー等が参画する地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備。
 - 地域クラブ活動における外傷・障害・事故防止のための研修プログラムの整備。
 - 地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が活用できる事故防止や危機管理マニュアルの作成。

【課題⑥】

体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 体育・スポーツ系の大学生をアシスタントコーチ等として活用。
 - 教員養成課程に属する大学生をアシスタントコーチや見守り人材等として活用。
 - アスリート人材による指導機会の創出。
 - アスリート人材による複数の地域クラブ活動への巡回指導の実施。

【課題⑦】

学校体育・教育施設の拠点化や社会体育・教育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 学校体育施設の管理運営の指定管理者制度や業務管理委託の導入、指定管理者や受託者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。
 - 学校体育施設の管理運営の指定管理者制度の導入に向けた条例、規則、要綱等の整備に向けた検討。導入を目指す複数の市区町村担当者の勉強会の開催。
 - 社会体育施設の指定管理者が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となった取組の展開。指定管理に関する協定書の検討等。

【課題⑧】

企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用。
 - ふるさと納税におけるスポーツの価値等を生かした返礼品の検討。
 - 法人の賛助会員の募集。
 - 寄附等を活用した基金の創設。
 - 寄附者が税制優遇措置を受けられるように、地域クラブ活動の運営団体の認定NPO法人格や公益財団法人格、公益社団法人格の取得に向けた取組を実施。

- ・ 地域クラブ活動における指導者や参加者との連絡アプリへの広告表示による協賛企業の獲得。
- ・ 練習着やユニフォーム等へのロゴ掲示による協賛企業の獲得。
- ・ 成果運動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）やソーシャルインパクトボンド（SIB）の活用。

【課題⑨】

動画コンテンツ等の活用

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 専門的指導者が指導する日と動画コンテンツを活用して反復練習など自主的に活動する日を組み合わせた活動。
 - ・ リモートによる指導と動画コンテンツを組み合わせた指導。
 - ・ 各競技共通の基盤となる動画コンテンツや各競技に特化した基礎的・専門的な動画コンテンツの活用。
 - ・ 生徒が動画コンテンツを主体的に活用。

【課題⑩】

多様なニーズに対応した大会の開催

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 地域クラブ活動に参加する生徒の活動の成果発表の機会として、スポーツを楽しむことや他の生徒との交流を深めることを目的とした大会を開催。
 - ・ より多くの生徒の参加機会を確保するため、トーナメント方式ではなく、リーグ形式での大会を開催。
 - ・ 参加者のレベルを考慮し、所属学校・チームに関係なく参加者を振り分け、即席のチームを編成し、大会を実施。
 - ・ 多くの生徒が参加し楽しむことができるように、選手交代の回数制限をなくした大会、男女混合の大会、バレーボールのリターンを5回までに変更した大会など、既存のルールを変更した大会を実施。
 - ・ 生徒が大会の試合形式やルール、運営方法を話し合い、生徒も大会の企画・運営に参画する大会を実施。

【課題⑪】

持続的・安定的な運営を担うマネジメント人材の育成

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体の関係者が、意見交換や情報交換などを通して、学び合える勉強会やイベント等の開催。
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体の関係者が参加できる税務・会計や労務管理、ガバナンス、マネジメント等に関する研修会を開催。
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体のマネジメントを担う人材を育成するため、都道府県行政や都道府県スポーツ協会等がクラブマネジャー研修事業を実施したり、クラブマネジャー、アシスタントマネジャー等の資格取得を促進。
 - ・ 地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口やサポートセンターの設置。

- ・ 将来的なマネジメント人材の円滑な世代交代に向けた若手人材の育成。若手人材が中心となったイベントや事業の企画・実施。

【課題⑫】

運営の効率化のためのシステム整備

- これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 都道府県等が、地域クラブ活動の運営団体の事務処理等を効率的に行うことができるように、労務管理、会費徴収、連絡調整等の機能を一元化したアプリケーションを開発し、地域クラブ活動の運営団体等に提供したり、共同調達や共同利用できる仕組みを整備。
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体が、クラブ運営支援アプリを導入し、参加者管理、会費徴収、参加者・指導者への連絡、出席・欠席確認等を効率化。
 - ・ 市区町村内の地域クラブ活動の実施主体を支援するため、会費徴収や指導者への報酬の支払、会計・税務処理、会場の調整・予約等を ICT も活用して一元的に担う運営団体を設置。

イ. 事業実施体制の構築等

県は、上記ア. で選択した政策課題の解決に必要と考えられる行政の関係部署、スポーツ団体、関係団体・機関等が連携して事業を実施する体制を構築するとともに、政策課題の解決に向けた調査・検証、報告書の作成等に必要な専門家の協力体制を構築する。

ウ. 推進会議、ワーキンググループ等の設置・開催等

県は、課題の解決に向けて試行する取組内容の具体化、試行する取組の進捗管理、取組の分析・検証、今後の改善策や方向性等の検討、報告書のとりまとめ等を行うため、上記イ. の関係者や専門家等で構成する推進会議を設置し、開催する。また、必要に応じて、選択した政策課題ごとのワーキンググループを設置し、開催する。

エ. 課題の解決に向けた取組の試行等

県は、上記ア. で選択した政策課題ごとに、課題の解決に向けて試行する取組を実施する域内の市町村を選定し、当該市町村において、地域スポーツクラブ活動の運営団体等と連携・協力して、課題の解決に向けた取組を試行する。また、取組の円滑かつ効果的な実施のために、必要に応じて、当該市町村において、関係者で構成する調整会議の開催やアンケート調査・ヒアリング調査等の実施、関係者が課題の解決策を議論するワークショップの開催等の取組を実施する。

なお、本事業を実施する市町村の選定に当たっては、当該市町村の実情と政策課題との関係を考慮するとともに、取組を試行する市町村や運営団体、地域スポーツクラブ活動の多様性が確保されるよう配慮することが望ましい。

オ. 市町村に対する支援

県は、市町村だけに取組の試行や検討等を委ねるのではなく、県が主体となって、推進会議やワーキンググループ等の設置・運営、事業実施体制の構築、進捗管理、市区町村への支援等の役割を果たすことが求められる。

推進会議及びワーキンググループでの議論等を踏まえつつ、各市町村における取組内容を適

時把握するとともに、市町村における課題の解決に向けた試行の取組等に対して、指導助言、支援を行い、必要に応じて、専門家を派遣する。

カ. シンポジウムの開催

本事業の成果の普及に加えて、県における運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や地域スポーツ環境の整備に関する取組状況の共有を図るため、スポーツ庁と内容等を協議した上で、全国各地から幅広い関係者が参加できるシンポジウムを開催する。

キ. 報告書の作成

課題の解決に向けて試行した取組内容、試行した取組の分析・検証結果、実施した調査結果、今後の改善策や方向性等の検討結果等の本事業の成果について、必要に応じて、専門家の協力を得て、報告書を作成する。

【留意事項】

地域スポーツクラブ活動や休日の部活動の段階的な地域移行に係る基本的な考え方等については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の内容を十分踏まえること。

また、実行会議における検討状況等を踏まえ、取組を推進していくこと。

「重点地域における政策課題への対応」では、部活動の地域クラブ活動への移行や地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む中で、政策課題の解決に向けた取組を試行し、他の地域でも参考となるような課題の解決方策を見出すことが求められる。

このため、取組の検討や試行の過程において、必ずしも、当初、計画した取組内容だけではなく、現場の関係者からの意見やアイデア等を柔軟に取り入れ、課題の解決に向けて自由な発想で意欲的な取組を実施すること。

また、取組を試行した結果、必ずしも期待したとおりの成果が得られなかった場合でも、取組の試行に至った検討・調整過程や振り返りなどを報告書に丁寧に記載するとともに、シンポジウム等で広く共有すること。

県においては、取組の課題を検証しつつ、成果を情報発信するなど、運動部活動の段階的な地域スポーツクラブ活動への移行について全国的な普及を図るため、本事業を実施する自治体は、本事業の取組、取組の成果や課題等について、情報照会やアンケート調査、ヒアリング等の実施など、県から依頼や指示を受けた場合には、協力すること。

地域スポーツクラブ活動は、学校部活動とは異なり災害共済給付の対象外となるため、傷害保険や賠償責任保険に加入すること。

また、国や県からのスポーツ活動における熱中症事故防止についての依頼文書等を踏まえ、熱中症事故の防止について、適切に対応すること。

群馬県部活動改革推進事業
群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

令和7年5月
群馬県教育委員会
群馬県地域創生部

1 設置の目的

国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインへの対応及び適正な部活動の運営に関する方針に基づく本県公立中学校等における休日の学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行に向けた今後の在り方と体制整備を検討するため「群馬県地域クラブ部活体制整備検討委員会」を設置する。

2 検討内容

- (1) 学校部活動の地域連携に関すること
- (2) 新たな地域クラブ活動の在り方に関すること
- (3) 地域クラブ活動への移行に向けた体制整備・環境整備に関すること
- (4) 学校部活動における教職員の多忙化解消に関すること
- (5) 大会等の在り方及び学校関係団体や地域関係団体との連携に関すること
- (6) 学校部活動に関すること
- (7) その他

3 設置する時期

令和7年4月から令和8年3月まで

4 日程（予定）

令和7年	5月	2日（金）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第1回実務者WG会議
		5月21日（水）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第1回重点地域WG会議
		5月28日（水）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第1回実証事業WG会議
		6月4日（水）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第1回地域クラブ整備WG会議
		6月18日（水）	第1回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	
	12月	10日（水）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第2回実証事業WG会議
	12月	17日（水）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第2回実務者WG会議
令和8年	1月	6日（火）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第2回地域クラブ整備WG会議
		1月8日（木）	群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	第2回重点地域WG会議
		2月6日（金）	第2回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会	

5 組織

- (1) 市町村（教育委員会・部局等）代表及び実証研究実施市町村（教育委員会等）代表
- (2) 学校関係団体代表
- (3) スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ代表
- (4) 実証研究実施運営団体代表
- (5) PTA関係代表
- (6) 大学関係代表
- (7) 行政関係機関代表
- (8) その他委員として適当と認められる者

6 その他

本検討委員会は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁委託事業）として実施する。

令和7年度 群馬県
地域クラブ活動体制整備検討委員会

実証事業WG

実証事業実施
12市町村中心

重点地域WG

県内大学関係者等重点
事業に関わる人中心

実務者WG

県関係部署中心

地域クラブ展開WG

総合型クラブ関係者等
公共交通関係者等

本年度未開催

群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会 委員名簿

番号	団体	役職	氏名	備考
1	前橋市教育委員会	学校教育課長	小池 英雄	
2	前橋市 文化スポーツ観光部	スポーツ課長	高橋 雅人	
3	高崎市 教育委員会	健康教育課長	亀山 理映	
4	高崎市 総務部	スポーツ課長	湯浅 安紀久	
5	太田市 教育委員会	学校教育課長	岡根 康浩	
6	太田市 文化スポーツ部	スポーツ学校担当課長	青田 晃一	
7	沼田市 教育委員会	学校教育課長	林 武史	
8	沼田市 教育委員会	スポーツ振興課長	阿部 勝良	
9	東吾妻町 教育委員会	教育課長	水出 悟	
10	吉岡町教育委員会	学校教育室長	井堀 尊義	
11	群馬県中学校長会	会長	荒井 学	
12	群馬県高等学校長協会	会長	天野 正明	
13	群馬県中学校体育連盟	会長	齊藤 秀夫	
14	群馬県高等学校体育連盟	会長	田島 正徳	
15	群馬県高等学校文化連盟	会長	原 美智子	
16	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	理事長	田子 昌之	
17	群馬県吹奏楽連盟	会長	荻野 葉子	
18	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	平林 知巳	
19	群馬県内大学 関係者	群馬大学共同教育学部 准教授	中雄 勇人	
20	MINAKAMI TOWN.EXE(実証研究実施主体)	代表	大塚 俊	
21	群馬県PTA連合会	会長	小日向 和博	
22	群馬県高等学校PTA連合会	会長	西脇 保	
23	群馬県地域創生部	文化振興課長	松本 佳祝	
24	群馬県地域創生部	スポーツ振興課長	高橋 敏文	
25	群馬県生活こども部	私学・青少年課長	川田 純子	
26	群馬県教育委員会	教育次長(指導担当)	古市 功	
27	群馬県教育委員会	学校人事課長	角田 義行	
28	群馬県教育委員会	義務教育課長	佐野 美幸	
29	群馬県教育委員会	高校教育課長	高橋 章	
30	群馬県教育委員会	特別支援教育課長	池田 克弘	
31	群馬県教育委員会	生涯学習課長	都丸 要	
32	群馬県教育委員会	健康体育課長	山田 知利	
33	群馬県教育委員会	教育事務所管理主監代表	南田 勝	
34	群馬県教育委員会	総括コーディネーター	小出 利一	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係係長・指導主事・コーディネーター
	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育推進係長・指導主事・コーディネーター
	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監(社会教育係長)・社会教育主事
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長・担当者
	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長・担当者
県関係課	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長・義務教育人事係長・管理主事 県立学校人事係長・管理主事
	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長・指導主事
	群馬県教育委員会 特別支援教育課	指導係長

令和7年度 第1回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会【要約版】

群馬県教育委員会健康体育課
地域創生部スポーツ振興課

開催日時：令和7年6月18日（水） 14：00～16：00

開催場所：群馬会館 広間

1. 情報共有

○各団体会から地域移行（展開）にかかわる現状について

- ①前橋市、②高崎市、③太田市、④沼田市、⑤東吾妻町、⑥吉岡町、⑦県中学校長会
- ⑧県中学校体育連盟、⑨県吹奏楽連盟、⑩県PTA連合会

2. 論点整理

（1）地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制について

- ①吾妻郡内でも広域連携は必要と感じている。運営団体を整備して、吾妻郡の行政主体で行うのは、かなりハードルが高いと感じている。
- ②利根郡内の町村は学校1校ずつのため、連携をしていかないと、今後は厳しい。担当者レベルではあるが、今度は、活動場所や競技を住み分けする必要もある。
- ③運営団体として、指導者の確保、コンプライアンス、専門的知識や安全管理といったサポート体制を、最低限統一した形で保証していくのかを考える必要がある。全体の基準が示されないと、各市町村がどのような基準で揃えていけばいいのか難しいのではないかと。
- ④地域クラブ活動の持続可能な運営には、組織化していく必要がある。総合型地域スポーツクラブが、県連絡協議会に加盟することで、人材や財政基盤の強化という面でサポートができる。そういう形で持続可能になると考える。

（2）休日の部活動改革に関する達成目標について

○休日（案） 令和10年度までに、原則、全ての公立中学校で、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行（地域展開）完了を目指す。

○平日（案） 平日については、地域の実情に応じて、できるところから進めていく

- ①市町村の意見を尊重し、35市町村の取り残されることなく進めて欲しい。
- ②地域連携の寛容さについては、ワーキンググループでよく意見を聞いて欲しい。
- ③目標が、各市町村の後押しになると思うが、人材確保・育成等課題がある。
- ④費用負担や、クラブへの送迎について不安も聞こえるので、議論して欲しい。

令和7年度 第2回 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会【要約版】

群馬県教育委員会健康体育課
地域創生部スポーツ振興課

開催日時：令和8年2月6日（金） 14：00～16：00

開催場所：群馬県庁 294会議室

（1）推進計画改定（案）について

- 「群馬県の取組方針」について
 - ①市町村が置いていられないよう配慮していきたい。
 - ②平日の地域展開はかなり苦しい。平日に指導者をどう確保していくのか見えない状況にある。数字については検討をしていただきたい。
 - ③休日の部活動の地域展開と、平日の子供たちの運動をする仕組みを作るのは、別物ではなく、同時進行で2つ作っていくような道筋もあるのではないか。
- 「推進計画全体の文言等」について
 - ①様々な部局との協力や、他の地域と共同といった文言を入れてほしい。
 - ②「はじめに」の2つ目の丸に「多様な地域クラブ活動の運営モデルが形成されてきた」とあるが、これまでの成果を書いていただくと、まだ進んでない市町村にとって参考になるのではないか。
 - ③評価指標に、受け皿の数を設定してもよいのでは。
- 意見・感想等
 - ①若い教員を集めた会議や競技部ごとの会議を開いて意見を集約してほしい。
 - ②総合型地域スポーツクラブ連絡協議会では、所属クラブに、部活動改革に連携するように伝えている。ぜひこの最寄りのクラブを活用していただきたい。
 - ③郡市の教育委員会さんには、ぜひ保護者への説明をしていただきたい。
 - ④県の目的にもある「生徒のみならず地域住民が」がゴールになる。中学生が運動できる環境を整えるだけでなく、その先には地域住民もやりたいことがやれる、また地域住民も一緒になって中学生・小学生を育てていくという環境を作っていく、これが最終目的ではないか。

（2）令和8年度以降の群馬県の取組（案）について

- 時間の都合により、会議での協議は行えなかった。
- 事前事後において、意見が寄せられなかった。

群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

実証事業WG 委員名簿

番号	団体	役職	氏名
1	前橋市(運動部)	教育委員会学校教育課	草間 栄
2	桐生市(運動部)	教育委員会教育部教育環境課	樽見 雅美
3	伊勢崎市(運動部)	教育委員会教育部学校教育課	長竹 徹
4	沼田市(運動部)	教育委員会学校教育課	富澤 雅士
5	渋川市(運動部)	教育部学校教育課	鹿田 知弘
6	藤岡市(運動部)	教育委員会学校教育課	樋口 晃
7	榛東村(運動部)	教育委員会学校教育課	武尾 暁
8	吉岡町(運動部)	教育委員会生涯学習室	坂本 浩之
9	長野原町(運動部)	教育委員会教育課社会教育係	下谷 英隆
10	東吾妻町(運動部)	教育委員会社会教育課スポーツ推進係	小池 和良
11	川場村(運動部)	教育委員会	角田 美優
12	玉村町(運動部)	教育委員会学校教育課	原田 知典
13	前橋市(文化部)	教育委員会学校教育課	五十嵐 正登
14	沼田市(文化部)	教育委員会生涯学習課	根岸 浩文
15	邑楽町(文化部)	教育委員会学校教育課	黒澤 伸元
16	MINAKAMI TOWN.EXE(実証研究実施主体)	代表	大塚 俊
17	中部教育事務所	指導主事	高坂 武志
18	西部教育事務所	指導主事	白尾 亮一郎
19	吾妻教育事務所	指導主事	福田 育子
20	利根教育事務所	指導主事	柴原 和馬
21	東部教育事務所	主任指導主事	高草木 元浩
22	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長	黛 明秀
23	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長	橋本 繁男
24	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育係長	丸山 剛史
25	群馬県教育委員会 義務教育課	コーディネーター	清田 和泉
26	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長	黒巖 賢
27	群馬県教育委員会 健康体育課	総括コーディネーター	小出 利一

事務局	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育係	黒谷 英里
	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事	小林 史尚
	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事	小山 靖弘
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	田島 康匡
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	飯塚 敏雄
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	小野里 順子
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	平林 知巳
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	菅谷 美沙都
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	副主幹	加藤 和樹

群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

重点地域WG 委員名簿

番号	団体	役職	氏名	備考
1	国立大学法人群馬大学 群馬大学医学部附属病院 群馬大学大学院医学系研究科	教授	田中 和美	
2	国立大学法人群馬大学 共同教育学部	准教授	中雄 勇人	
3	高崎健康福祉大学 保健医療学部 理学療法学科	教授	坂本 雅昭	
4	高崎健康福祉大学 健康福祉部 健康栄養学科	教授	木村典代	
5	上武大学 ビジネス情報学部 スポーツ健康マネジメント学科	講師	菅谷美沙都	
6	育英大学	専任講師	日高 裕介	
7	桐生大学	新学部設置準備室 室長	岩崎 利彦	
8	太田医療技術専門学校	学校長	鯉淵 典之	
9	東洋大学	准教授	谷塚 哲	
10	公益財団法人 群馬県スポーツ協会	事務局長	矢島 貢	
11	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	平林 知巳	
12	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長	橋本 繁男	
13	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長	黒巖 賢	
14	群馬県教育委員会 健康体育課	総括コーディネーター	小出 利一	

事務局	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事	小林 史尚
	群馬県教育委員会 健康体育課	指導主事	小山 靖弘
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	田島 康匡
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	飯塚 敏雄
	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	小野里 順子
	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	副主幹	加藤 和樹

群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会

実務者WG 委員名簿

番号	課名	役職	R7
1	群馬県教育委員会 学校人事課	管理係長	市村 英治
2	群馬県教育委員会 学校人事課	義務教育人事係長	野中 友華
3	群馬県教育委員会 学校人事課	県立学校人事係長	折田 直樹
4	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育係長	丸山 剛史
5	群馬県教育委員会 義務教育課	人権・キャリア教育係	黒谷 英里
6	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係長	高柳 昌史
7	群馬県教育委員会 高校教育課	教科指導係	島田 聡
8	群馬県教育委員会 特別支援教育課	指導係長	菅野 剛
9	群馬県教育委員会 生涯学習課	社会教育主監(社会教育係長)	箱田 陽子
10	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係長	黒巖 賢
11	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係	小林 史尚
12	群馬県教育委員会 健康体育課	学校体育係	小山 靖弘
13	群馬県地域創生部 文化振興課	文化振興係長	黛 明秀
14	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係長	橋本 繁男
15	群馬県地域創生部 スポーツ振興課	スポーツ振興係	加藤 和樹
16	群馬県教育委員会 健康体育課	総括コーディネーター	小出 利一
17	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	田島 康匡
18	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	飯塚 敏雄
19	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	小野里 順子
20	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	平林 知巳
21	群馬県教育委員会 健康体育課	コーディネーター	菅谷 美沙都
22	群馬県教育委員会 義務教育課	コーディネーター	清田 和泉